

# 福岡県公報

平成十七年四月二十日  
第二千三百七十八号  
増刊 ①

## 目次

告 示 (第八百五十八号)

○福岡県納税貯蓄組合助成規程を廃止する告示

(税 務 課) ……………一

監 査 委 員

○福岡県監査委員事務局処務規程の一部を改正する告示

(監査委員事務局総務課) ……………一

## 告 示

福岡県告示第八百五十八号

福岡県納税貯蓄組合助成規程を廃止する告示を次のように定める。

平成十七年四月二十日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県納税貯蓄組合助成規程を廃止する告示

福岡県納税貯蓄組合助成規程(昭和二十七年三月福岡県告示第百七十二号)は、廃止する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

## 監 査 委 員

監査委員告示第二号

福岡県監査委員事務局処務規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十七年四月二十日

福岡県監査委員 福 本 義 雄

福岡県監査委員事務局処務規程の一部を改正する告示

福岡県監査委員事務局処務規程(昭和三十六年四月福岡県監査委員告示第一号)の一

部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡県監査委員事務局事務取扱規程

第三条第一号又中「決算審査、本庁の定期監査及び」を削り、同条第二号ロ中「地方

労働委員会」を「労働委員会」に改め、同号に次のように加える。

ハ 本庁定期監査の総括に関すること。

第三条第三号に次のように加える。

ハ 決算審査の総括に関すること。

第七条第一号から第四号までの規定中「、室長、副課長及び参事」を「及び室長」に改める。

第八条に見出しとして「課長及び室長の専決事項」を付し、同条第二項中「総務課長は、」の下に「副課長、参事及び」を加える。

第九条第一項中「あつても」を「あつても」に改める。

第十条第一項中「あつても」を「あつても」に改める。

第十一条第三項第二号中「新たに」を「新たな」に改め、同条四項中「行った」を「行った」に、「なくなった」を「なくなった」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

同 市 村 昭 三  
同 進 谷 庸 助  
同 入 江 種 文

発行  
福岡県(総務部行政経営企画課)  
福岡市博多区東公園七番七号

印刷  
福岡市東区箱崎  
株式会社  
川頭六丁目六番四一  
島弘文社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)